

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	会議室等の使用料の還付		
根 拠 法 令 名	大津市子育てひろばゆめっこ条例 (平成17年条例第70号)	(条項) 第8条第3項	
基 準 法 令 名	大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に 関する規則(平成18年規則第53号)	(条項) 第13条第1項	
所 管 部 署	子ども未来部子育てひろばゆめっこ		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則第例第13条第1項各号に掲げるとおりとする。 [根拠法令] 大津市子育てひろばゆめっこ条例 (会議室等の使用料) 第8条 1～2 略 3 既に支払われた会議室等の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 [基準法令] 大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則 (会議室等の使用料の還付) 第13条 条例第8条第3項の規定により会議室等の使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その還付する額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められる場合 全額 (2) ゆめっこの業務の都合により使用の許可を取り消した場合 全額 (3) その他所長が必要と認めた場合 その都度所長が定める額 2 略			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。